

『生活習慣病管理料』算定開始についてのお知らせ

令和6年5月

2024年6月1日からの診療報酬改定により対象患者様に総合的な治療管理を行う場合『生活習慣病管理料』を算定することとなりました。

●対象者となる患者様

『高血圧症』・『脂質異常症』・『糖尿病』いずれかが主病の患者様

●『療養計画書』の作成について

患者様個人に応じ目標を設定し、指導内容等を記載した療養計画書を作成します。

●費用について

生活習慣病管理料：333点

3割負担の患者様：1,000円

2割負担の患者様：670円

1割負担の患者様：330円

国が指定する『生活習慣療養計画書』を作成することで、総合的な治療管理、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

『療養計画書』作成においては多職種連携で行う為、診療にお時間がかかります。予めご了承頂くとともにご協力をお願い致します。

医療法人社団一成会
たちばな台病院
病院長